

○ 予防接種法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 5 6 (略)</p> <p>7 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第一項の規定は、次に掲げる者に対しては、適用しない。</p> <p>一 十二歳未満の者</p> <p>二 十二歳以上六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの</p> <p>8 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 5 6 (略)</p> <p>7 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第一項の規定は、十二歳未満の者に対しては、適用しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8 (略)</p>